

Uターン・ターン応援！ 子育て世代定住促進奨励金 ～ 令和5年度版～

坂東市外から転入し住宅を取得された子育て世帯の方へ、
移住・定住に係る奨励金を支給します。

奨励金の額は？

基本額と加算額を合わせて1世帯あたり**最大30万円**を支給します。

◇基本額 新築住宅15万円、中古住宅5万円

◇加算額 子ども1人につき 5万円

居住誘導区域内 5万円

市内住宅建設会社契約 5万円 ※新築住宅のみ

対象となる世帯は？

申請日時点で、次の全ての条件を満たす世帯です。

- ・坂東市に転入して3年以内の方（一度転出されている場合は転出していた期間が1年以上の方）
- ・満20歳以上満40歳以下の方、または中学生以下の子どもを1人以上養育している方。
- ・取得した住宅の所在地に住民票がある方。
- ・住宅の所有権登記が奨励金の申請日と同じ年度内（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に完了している方。
- ・新築又は中古住宅を取得し、その住宅について転入者本人またはその配偶者等が所有権を有している方。
- ・世帯全員に市税等の滞納がない方。

申請方法、対象になるか等については、お気軽に企画課までお問い合わせください。

●問い合わせ

坂東市企画部企画課人口政策係

TEL 0297-21-2181(直通)

E-mail kikaku@city.bando.ibaraki.jp

Webページ

